⑸　工期　契約締結日の翌日から、平成25年１月25日まで。

⑹　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、工事施工についての「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）等について記述した競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を文部科学省電子入札システムにより行う。なお、文部科学省電子入札システムにより難いものは、国立大学法人秋田大学長（以下、「学長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

また、関連する建築・電気・機械（衛生）・エレベーター設備工事は別途発注される予定である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下、「特定企業体」という。）であること。また、特定企業体にあっては、競争参加資格の確認の日までに、学長から特定企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人秋田大学契約事務取扱要領（以下、「契約要領」という。）第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。

⑵　文部科学省における管工事に係る平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けていて（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加審査の再認定を受けていること。）かつ、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は特定企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（特定企業体の場合の、構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　技術提案書に記載する「工事全般の施工計画」の技術的所見が適正であること。

⑸　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定企業体の代表者
延べ面積12,000㎡以上の総合病院の新営又は改修に伴う機械設備（空調）工事

②　特定企業体の代表者以外の構成員
延べ面積6,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は改修に伴う機械設備工事

⑹　特定企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業に基づき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　特定企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑻　特定企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　特定企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　特定企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は特定企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２⑸①に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑿　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者の全てが特定企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が契約要領第９条第１項の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」について、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（ＶＥ提案を行わない。）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により評価項目毎に、優（10点）／良（６点）／可（３点）／不採用（０点）で評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優（10点）／良（６点）／可（３点）／不採用（０点）／不適切（欠格）で評価する。「不適切」の評価を受けた入札参加希望者については、入札の参加は認められない。

③　各評価項目の合計評価点数が最高の者に、30点の加算点を与える。それ以外の者の技術提案書については、各評価項目の合計評価点数に応じて按分した点数を加算点とする。

④　総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札参加者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・ライフサイクルコスト削減に関する技術的提案
・特別な安全・騒音・振動等の対策
・CO_2削減、省資源、リサイクル等環境対策

②　工事全般の施工計画
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見